


部落差別 解消推進法が 施行されました



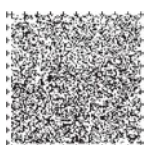
2016年(平成28)12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、国に対し、部落差別の解消に関する施策を講ずるほか、相談体制の整備、教育・啓発および実態調査の実施を定め、地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを定めています。

部落差別(同和問題)は、歴史的な発展過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。「被差別部落」「同和地区」などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする問題が、現在においてもなお存在しています。

部落差別(同和問題)は差別される人の問題ではなく、差別する私たちの問題です。問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識をもって行動することが大切です。

ふくいけんけんこうふくし ぶ ちいき ふくし か じんけんしつ
福井県健康福祉部地域福祉課人権室

☎ 0776-20-0328



音声コード